

## 交野市障がい者移動支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 交野市障がい者移動支援事業（以下「事業」という。）は、屋外での移動が困難な障がい者・児（以下「障がい者等」という。）について、外出のための支援を行なうことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、交野市とする。

2 福祉事務所長（以下「所長」という。）は、支給決定を除くこの事業の全部又は一部を適切な事業運営を行なうことができると認める団体等に委託することができる。

### (事業の内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 個別支援 障がい者等の外出における個別への移動支援
- (2) サービス提供範囲は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。
- (3) 身体的理由等により1人の移動支援従事者（以下「従業者」という。）による移動支援が困難と認められる場合は、所長が認めた場合において同時に2人の従業者を派遣できるものとする。

### (対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、所長が外出時に支援が必要と認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 施設等の入所・入居者で入所等する前の居住地が交野市であって、現在も交野市が実施者として援護をしている者
- (5) その他、特に所長が必要と認めた者

### (利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（その者が満18歳未満であるときは、その保護者。以下「申請者」という。）は、支給申請書を所長に提出するものとする。

### (利用の支給決定等)

第6条 所長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の要否を決定したときは、支給・不支給決定通知書（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、支給決定を行った申請者（以下「利用者」という。）に対し、「受給者証」を交付する。

### (支給決定の有効期間及び更新申請)

第7条 前条の規定による決定通知書及び受給者証の認定期間は、支給決定を行なった日から起算して、1年以内とする。

2 利用者が、認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間満了日までの1か月以内に第5条に規定する申請を行なわなければならない。

### (利用の変更及び廃止)

第8条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、支給決定変更（廃止）申請書により、速やかに所長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

(利用の取り消し)

第9条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他所長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第10条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、第2条第2項の規定により委託を受けた事業者（以下「事業者」という。）に受給者証を提示し、直接依頼するものとする。

(利用料)

第11条 利用者は、利用料として次に掲げる金額を事業者に支払うものとする。ただし、有料道路及び有料駐車場等を使用したときは、利用料とは別に当該実費を負担しなければならない。

個別支援 1時間までは180円、以後15分を増すごとに45円

(利用料の減額又は免除)

第12条 所長は、利用者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、前条に規定する利用料を減免することができる。

- (1) 生活保護法(昭和24年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯にあつては、利用料を全額免除する。
- (2) 利用者及びその属する世帯（障がい者の場合は本人及び配偶者、障がい児の場合は本人が属する住民基本台帳世帯の世帯員全員）の当該年度（4月から6月までの間の利用については、前年度とする。）の市民税が非課税である世帯にあつては、利用料を全額免除する。
- (3) 利用者及びその属する世帯（障がい者の場合は本人及び配偶者、障がい児の場合は本人が属する住民基本台帳世帯の世帯員全員）の当該年度（4月から6月までの間の利用については、前年度とする。）の市民税が課税である世帯にあつては、1か月間の総利用料の上限額を4,000円とする。

(委託料)

第13条 第2条第2項の規定により事業を委託する場合の委託料は、次に掲げる費用から第11条及び第12条に規定する利用者負担金を差し引いた金額を事業者に対して支払うものとする。

個別支援の額は、次に掲げる額とする。

- ア 1時間あたり1,800円とする。
- イ 1回のサービス提供時間が1時間を越える場合には、1時間を超えたときから15分毎に450円を加算する。
- ウ 午前0時から午前8時までの時間帯及び午後6時から午前0時までの時間帯のサービス提供については、別途、15分毎に112円を加算する。

2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ委託料を支払うものとする。

(実施体制)

第14条 事業者は、委託事業の実施にあたり、介護福祉士、介護職員初任者研修を修了し

た者、ガイドヘルパー（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号）に規定する研修の「外出介護従業者養成研修課程」を修了した者）等の従業者を配置しなければならない。ただし、従業者は委託事業の実施に支障のない範囲で他の職務に従事することができる。

（遵守事項）

第15条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業者ごとに従業者の勤務の体制をさだめておかなければならない。

2 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、所長及び家族等に速やかに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

5 事業者および従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

（様式）

第16条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。